○共同利用·共同研究拠点「放射線災害·医科学研究拠点」広報部会細則

平成28年3月2日制定

改正 平成 29.6.9

広島大学原爆放射線医科学研究所長承認

長崎大学原爆後障害医療研究所長承認

福島県立医科大学ふくしま国際医療科学センター長承認

共同利用・共同研究拠点「放射線災害・医科学研究拠点」広報部会細則

(趣旨)

第1条 この細則は,共同利用・共同研究拠点「放射線災害・医科学研究拠点」運営内規(平成28年2月17日制定)第8条第2項の規定に基づき,共同利用・共同研究拠点「放射線災害・医科学研究拠点」広報部会(以下「部会」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

- 第2条 部会は、次に掲げる部会員で組織する。
 - (1) 各研究所・センターから推薦のあった教授又は准教授(特命教員を含む)2人
 - (2) その他拠点本部長が必要と認めた者若干人
- 2 部会員は、拠点本部長が委嘱する。
- 3 部会員の任期は、2年とし、4月1日に委嘱することを常例とする。ただし、4月2日以降に委嘱された場合の任期は、その委嘱の日から起算して1年を経過した日の属する年度の末日までとする。
- 4 部会員の再任は、妨げない。

(審議事項)

- 第3条 部会は、次に掲げる事項を審議する。
 - (1) ホームページに関する事項
 - (2) ニュースレター (広報誌) に関する事項
 - (3) その他広報に関する事項

(会議)

- 第4条 部会に部会長を置く。
- 2 部会長は、第2条第1項第1号の部会員のうちから部会員の互選により選出する。
- 3 部会長は、部会を招集する。
- 4 部会長は、部会の議長となる。
- 5 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長が指名した部会員がその職務を代行する。 (意見聴取)
- 第5条 部会は、必要があると認めたときは、部会員以外の者の出席を求め、その意見を 聴取することができる。

(事務)

第6条 部会の事務は、広島大学霞地区運営支援部において処理する。

(雑則)

第7条 この細則に定めるもののほか、部会に関し必要な事項は、部会が別に定める。

附則

この細則は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この細則は、平成29年6月9日から施行する。